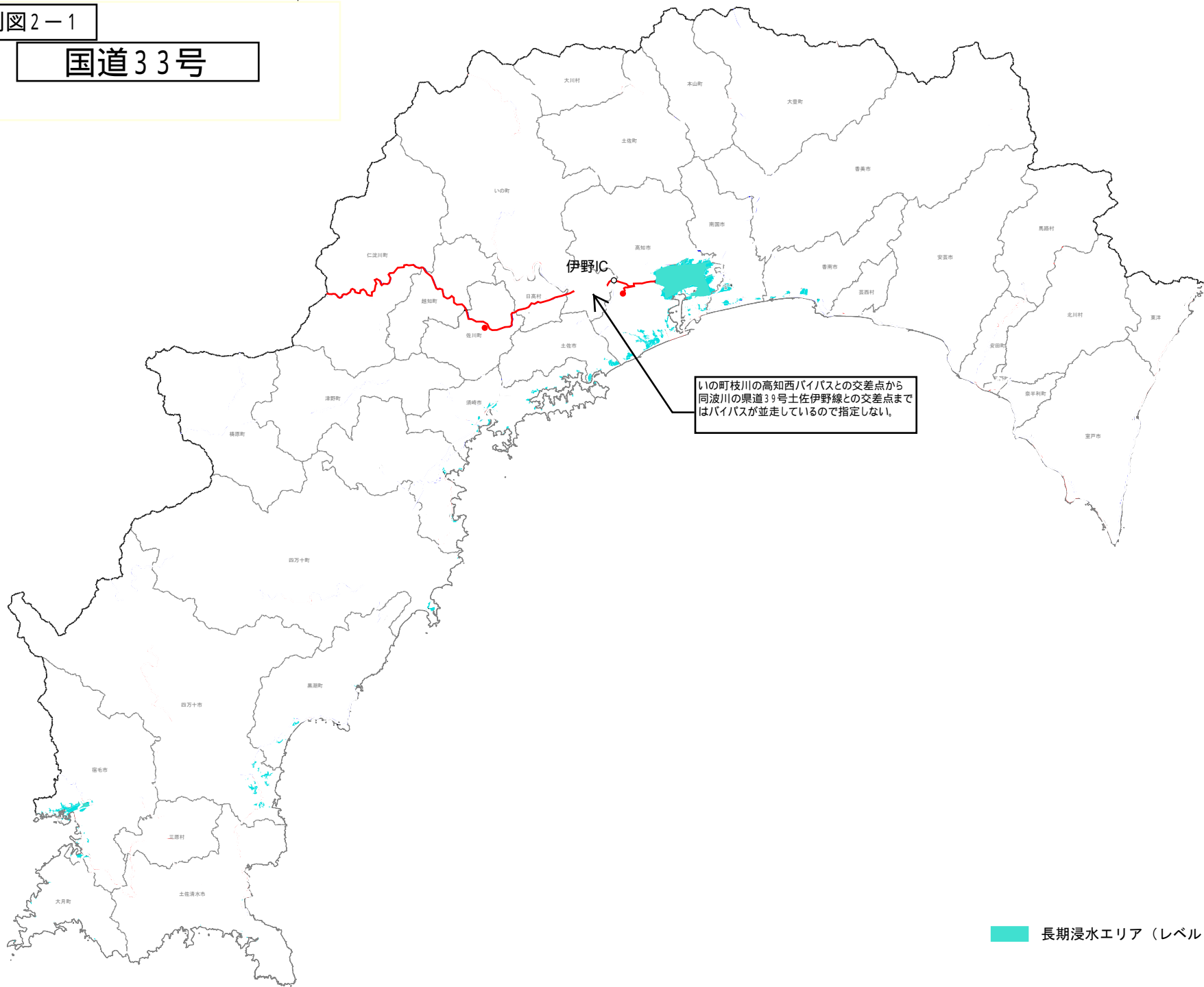
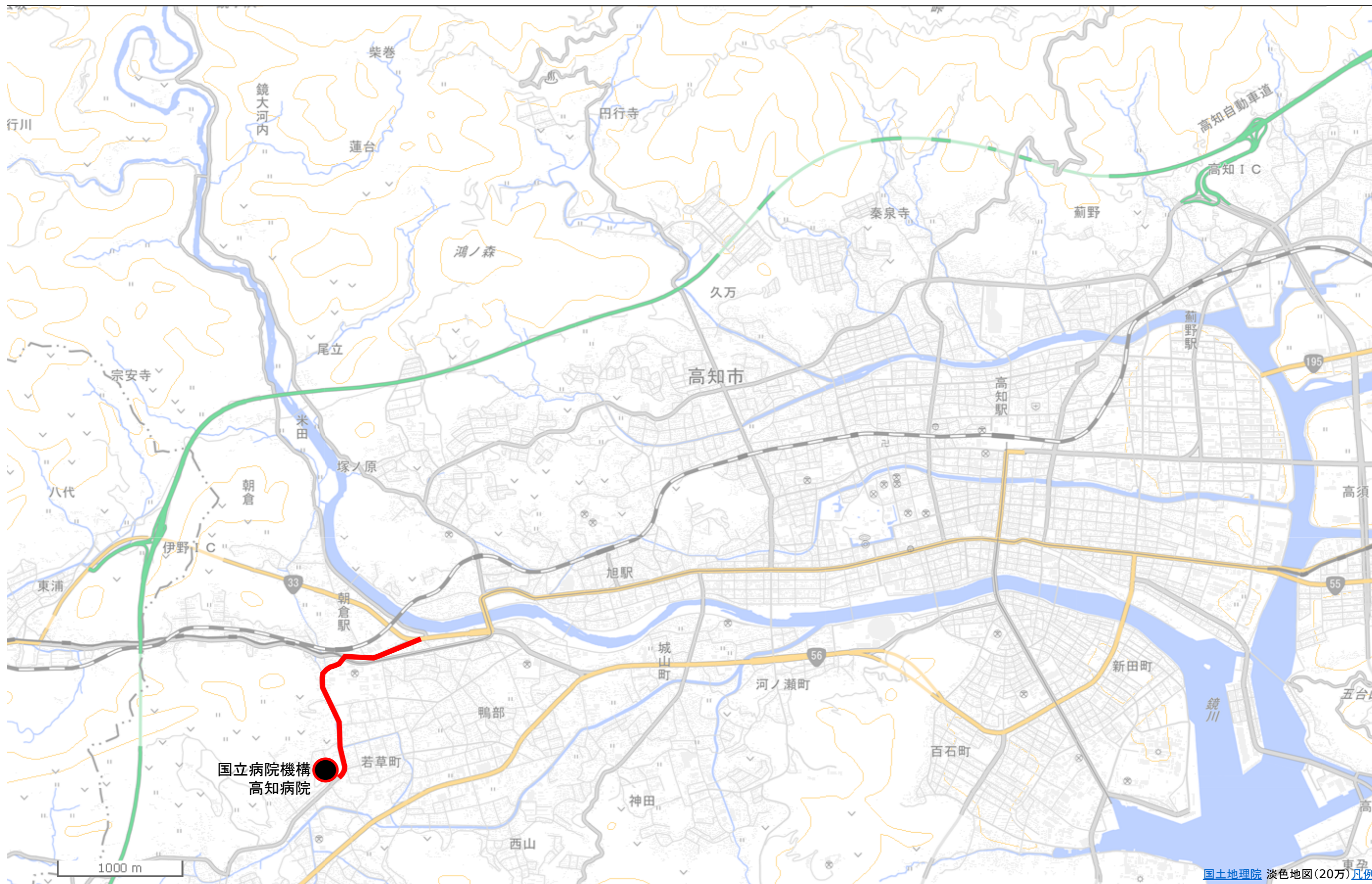


国道33号

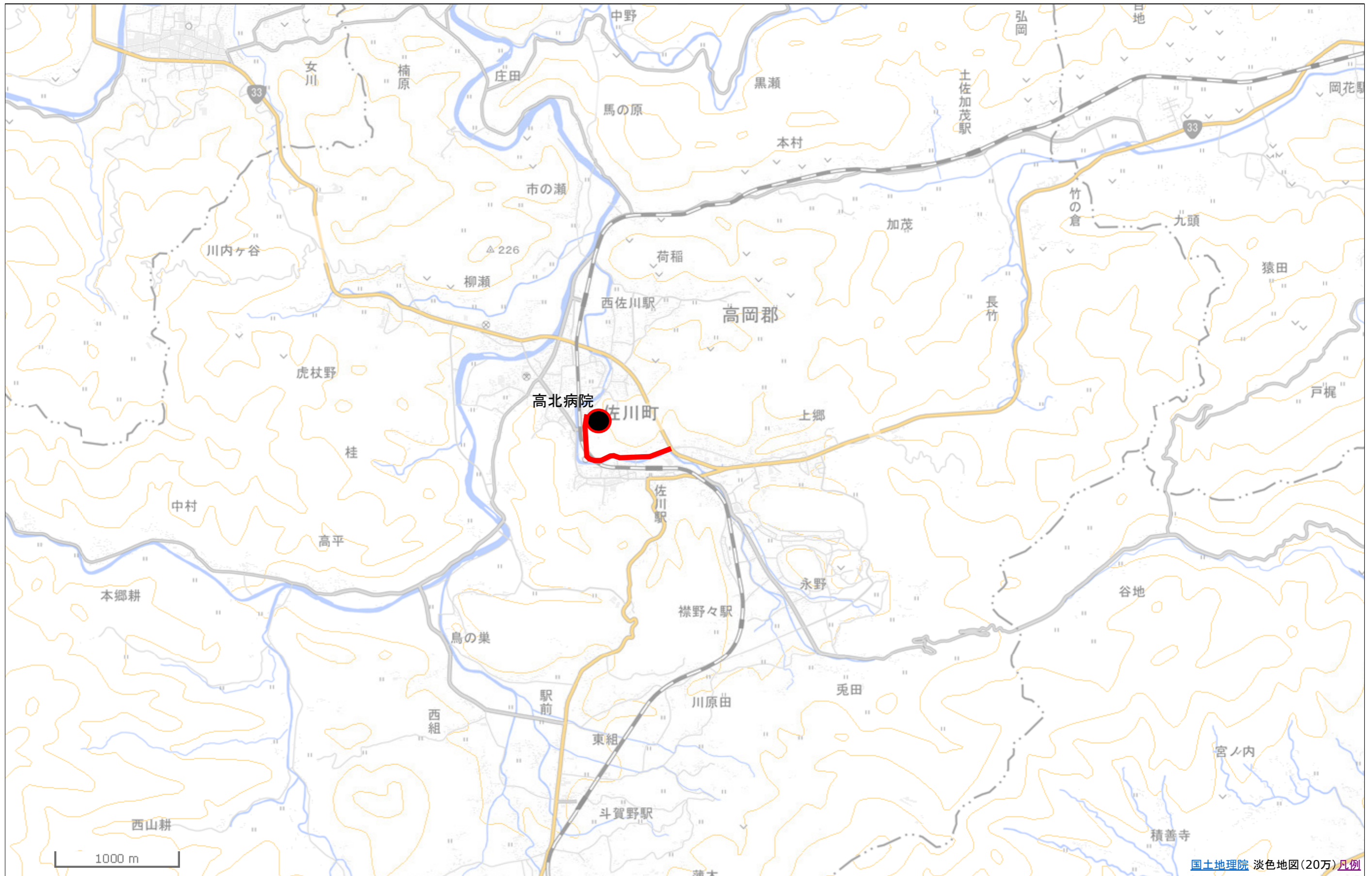


県道38号高知土佐線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

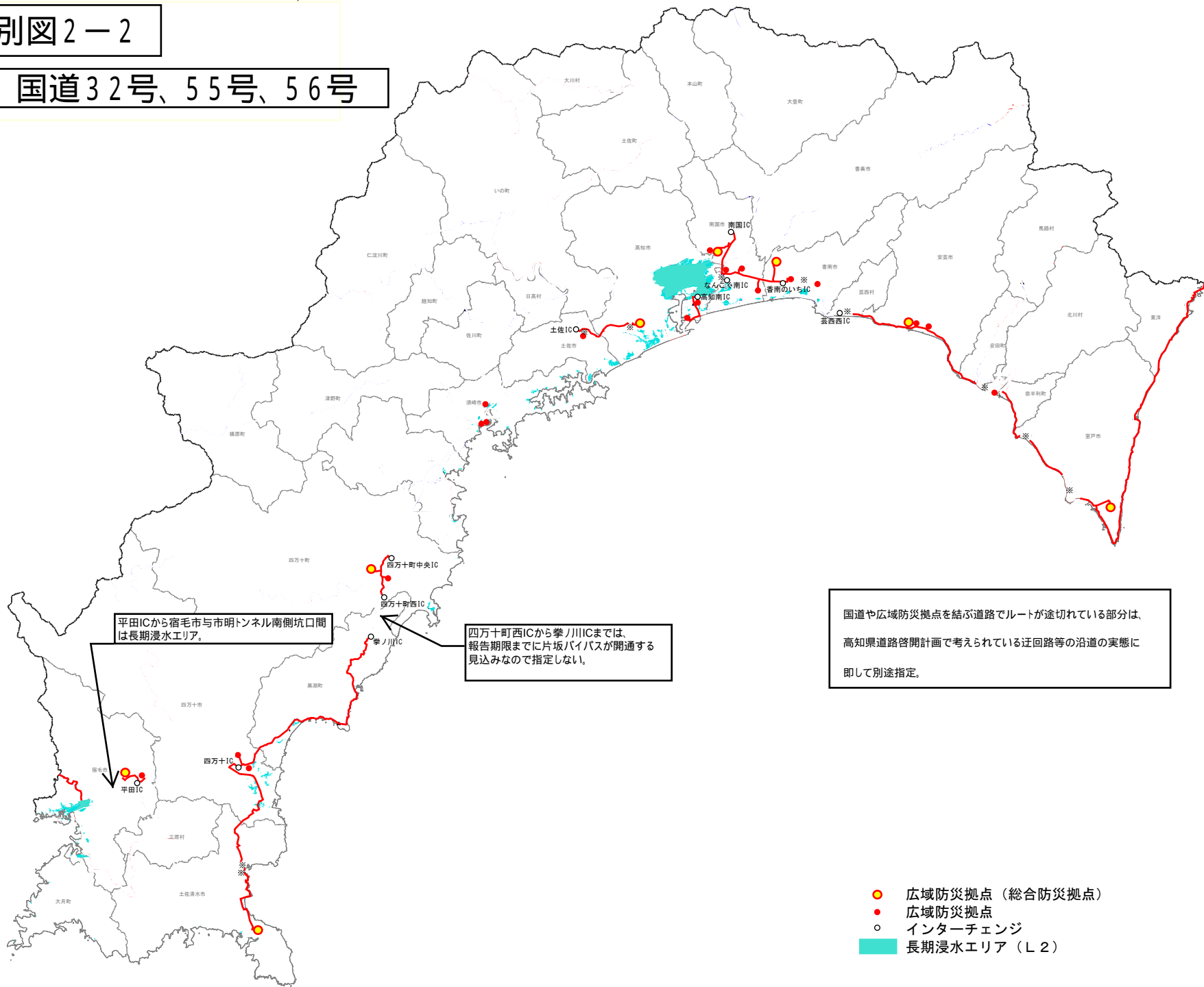
県道302号長者佐川線・佐川町道青去2号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 別図2-2

## 国道32号、55号、56号



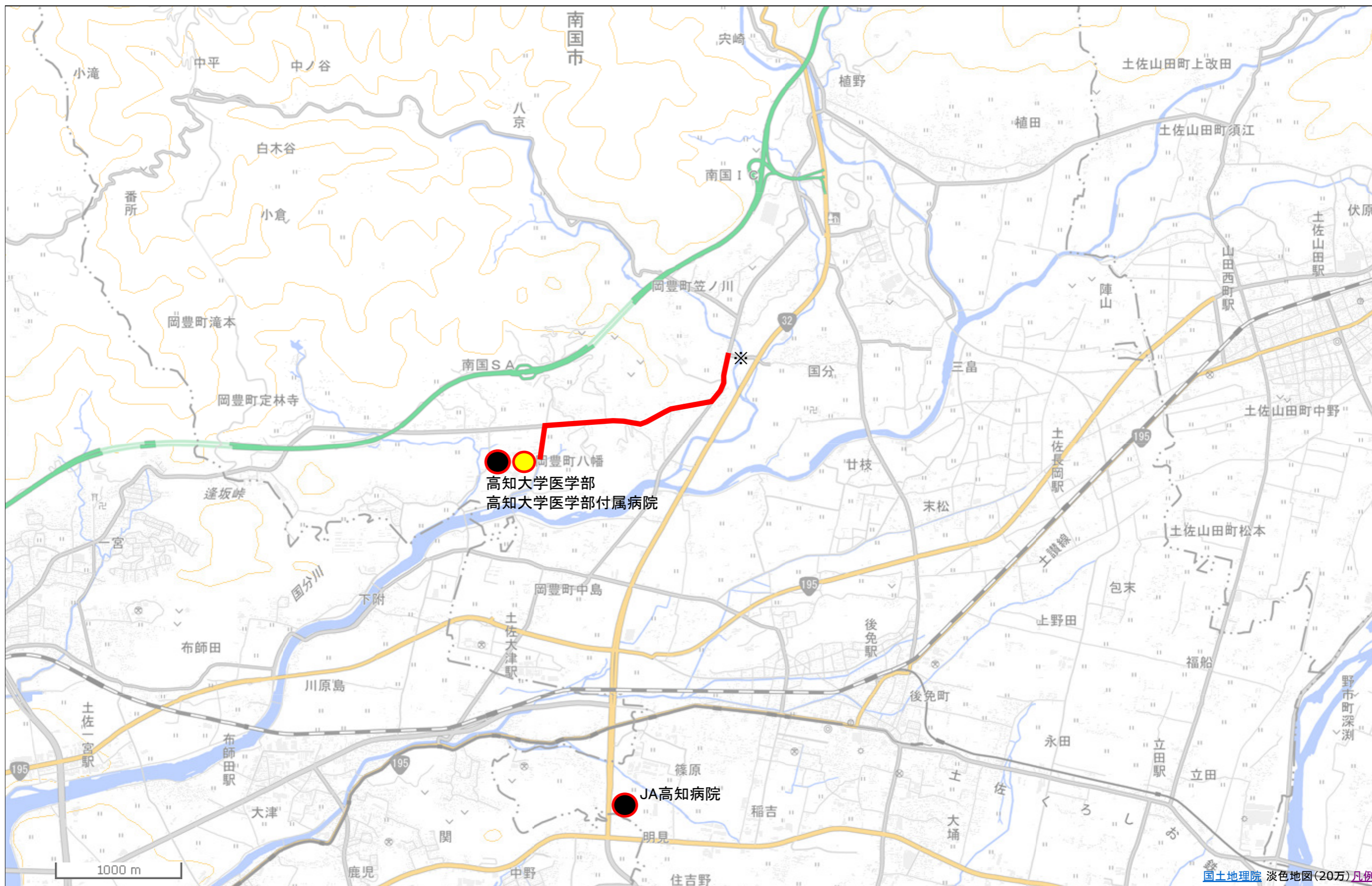
平田ICから宿毛市と市明トンネル南側坑口間は長期浸水エリア。

四万十町西ICから拳ノ川ICまでは、報告期限までに片坂バイパスが開通する見込みなので指定しない。

国道や広域防災拠点を結ぶ道路でルートが途切れている部分は、高知県道路啓開計画で考えられている迂回路等の沿道の実態に即して別途指定。

- 広域防災拠点（総合防災拠点）
- 広域防災拠点
- インターチェンジ
- 長期浸水エリア（L2）

県道384号北本町領石線・南国市道南国122号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県道376号高知南インター線・県道14号春野赤岡線・県道35号桂浜宝永線・  
県道278号弘岡下種崎線・高知市道三里347号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

## 別図2-2

県道45号南国インター線・南国市道旧農協病院線、県道13号高知空港線、  
県道240号遠崎野市線・県道234号土佐山田野市線、  
香南市道馬袋線・香南市道野地横井線・県道231号山川野市線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

安芸市道妙見刑部線、県道29号安芸物部線

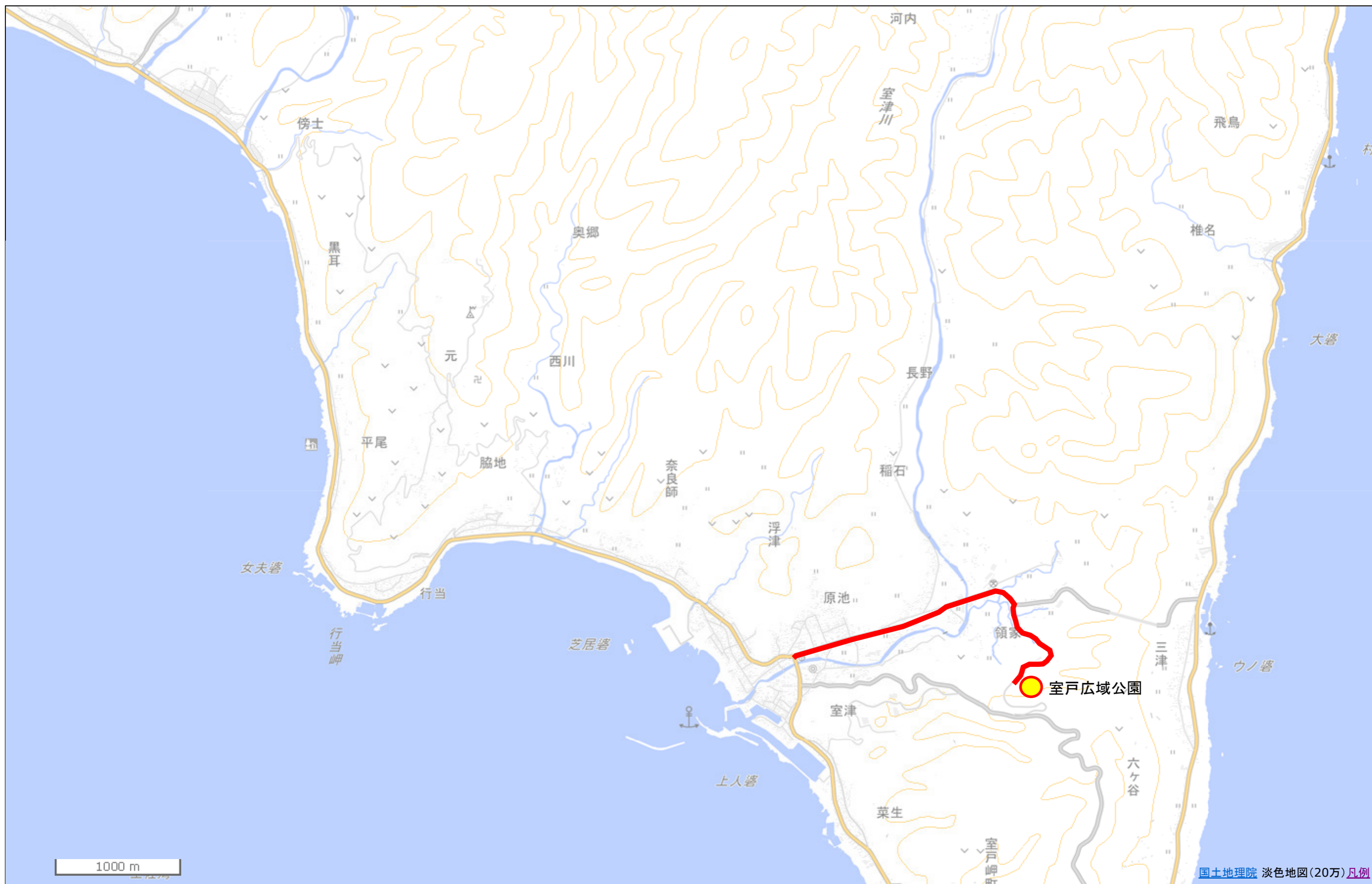


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」

「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

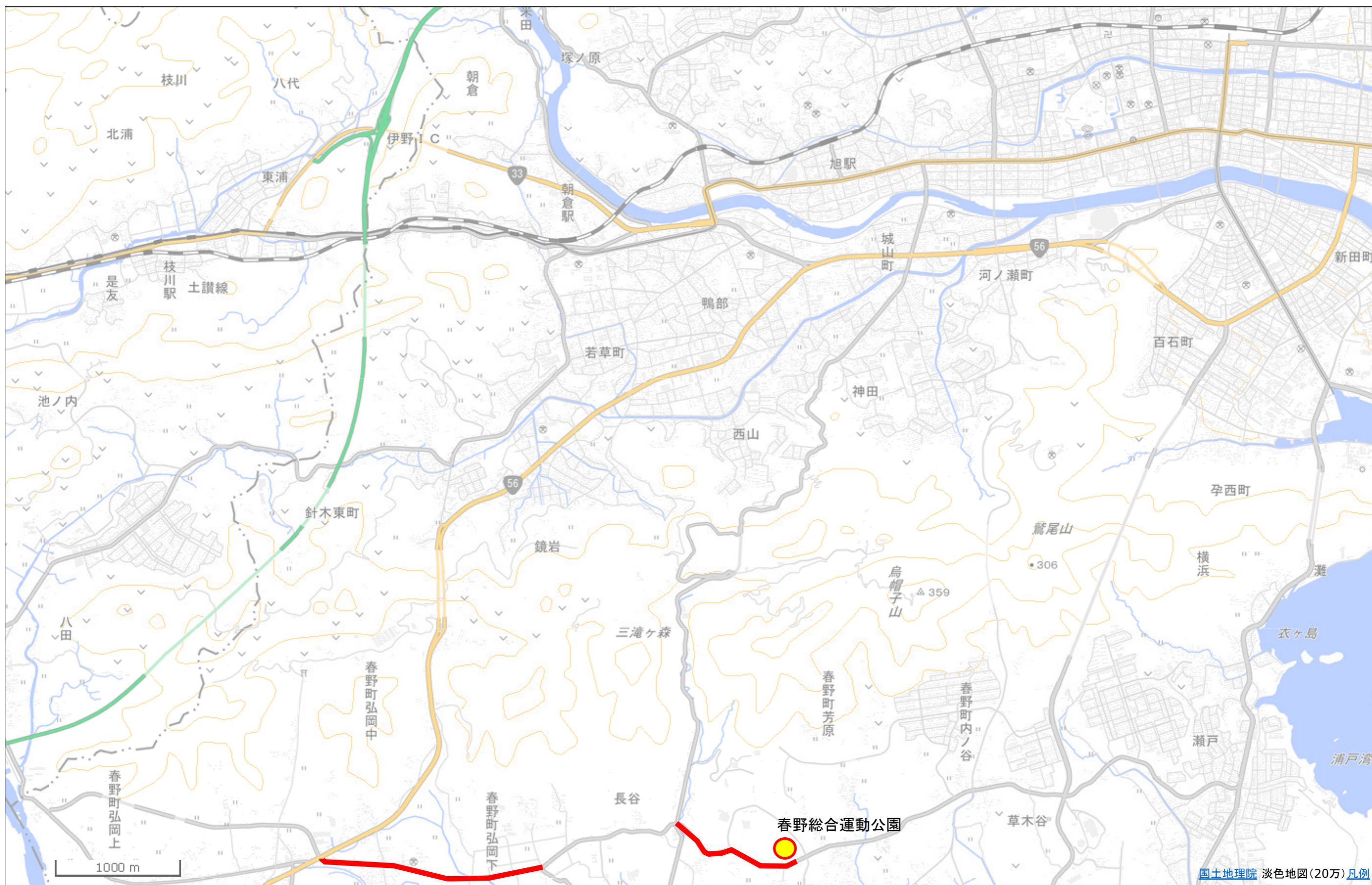


県道202号椎名室戸線・室戸市道室戸広域公園線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県道36号高知南環状線



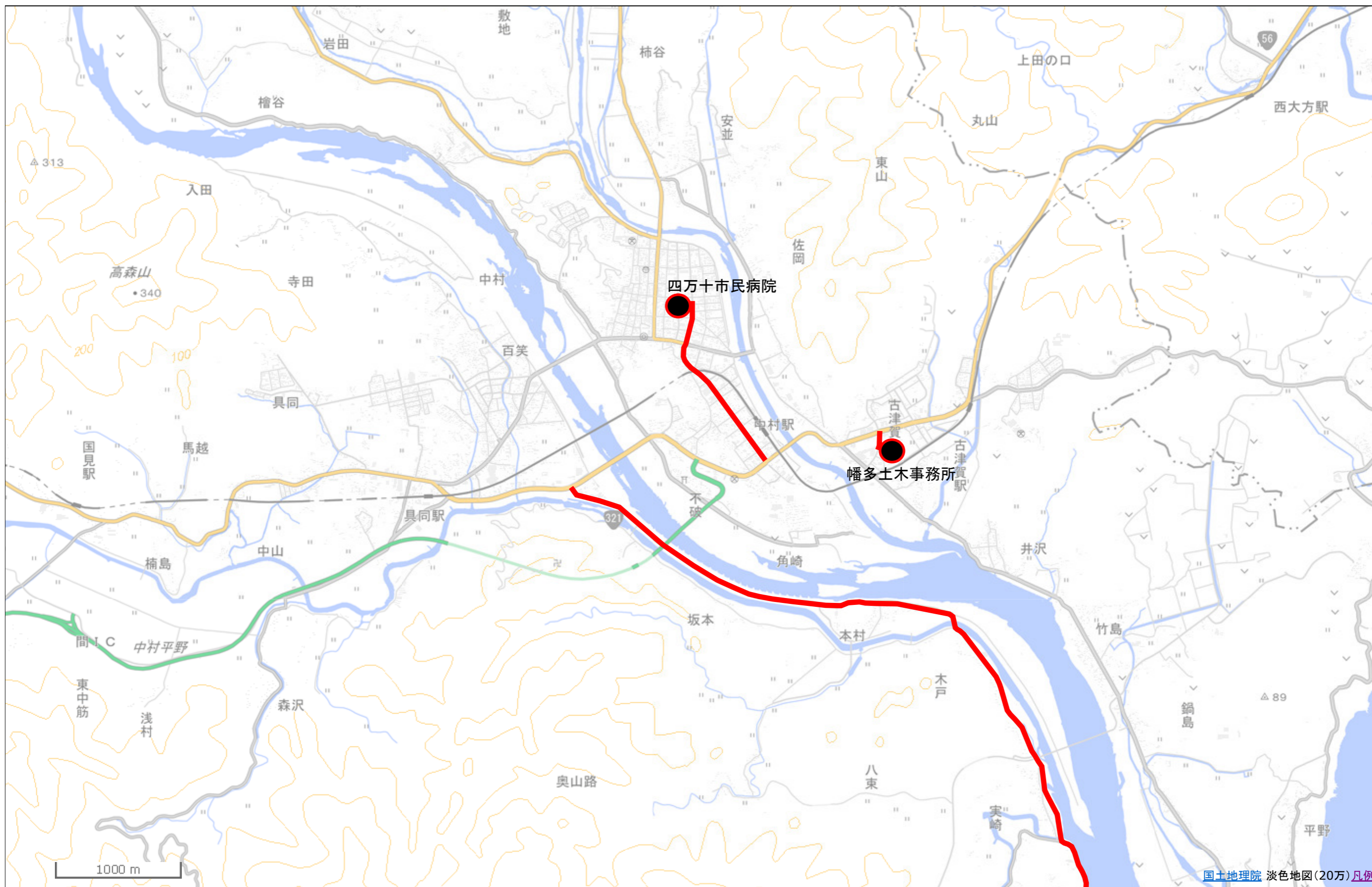
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

四万十町道山手線・県道19号窪川船戸線・四万十町道宮ノ越線・四万十町道香月が丘西本通線、  
県道325号上ノ加江窪川線



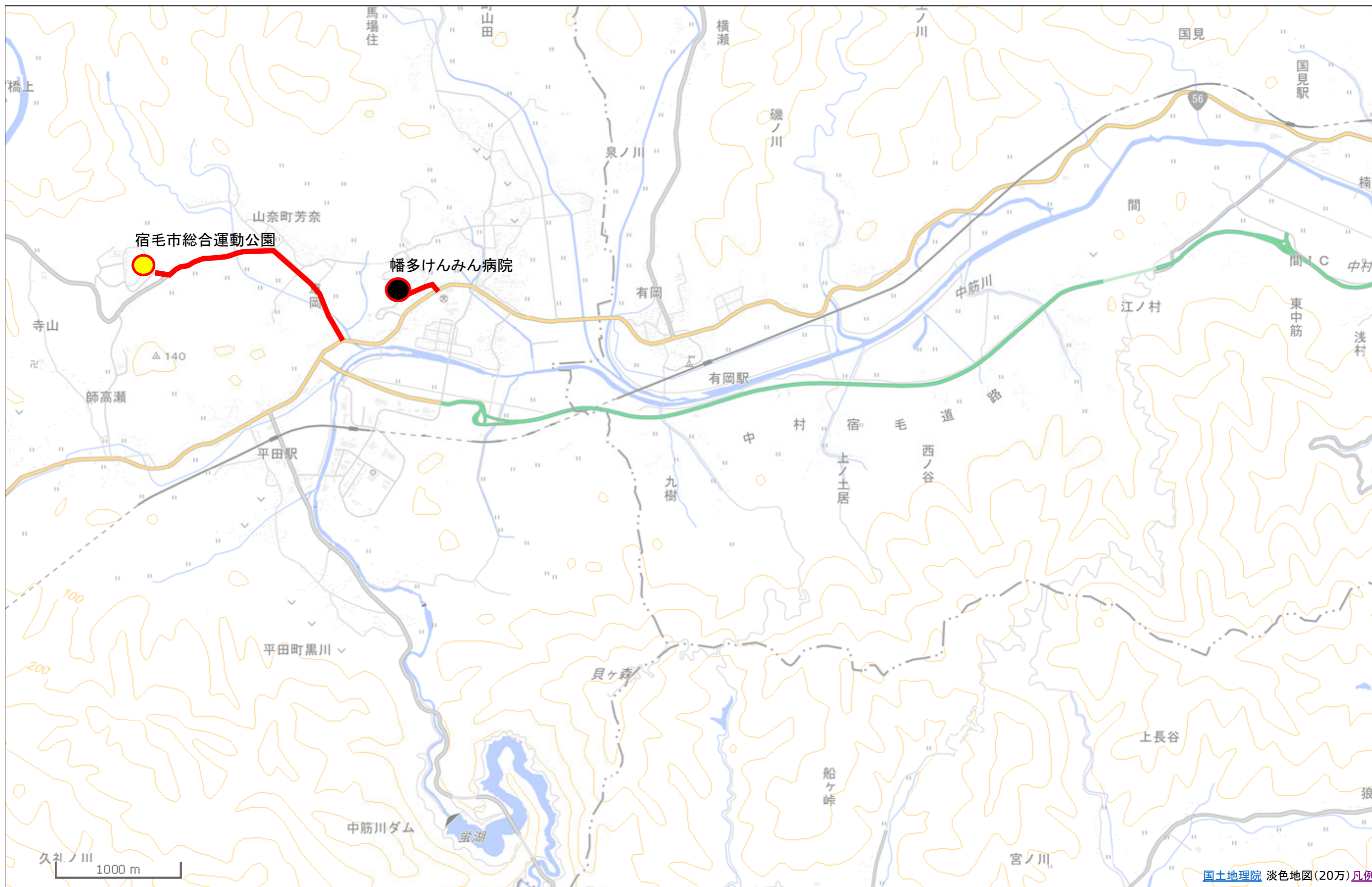
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

四万十市道古津賀中央線、国道439号・四万十市道旭通線、国道321号

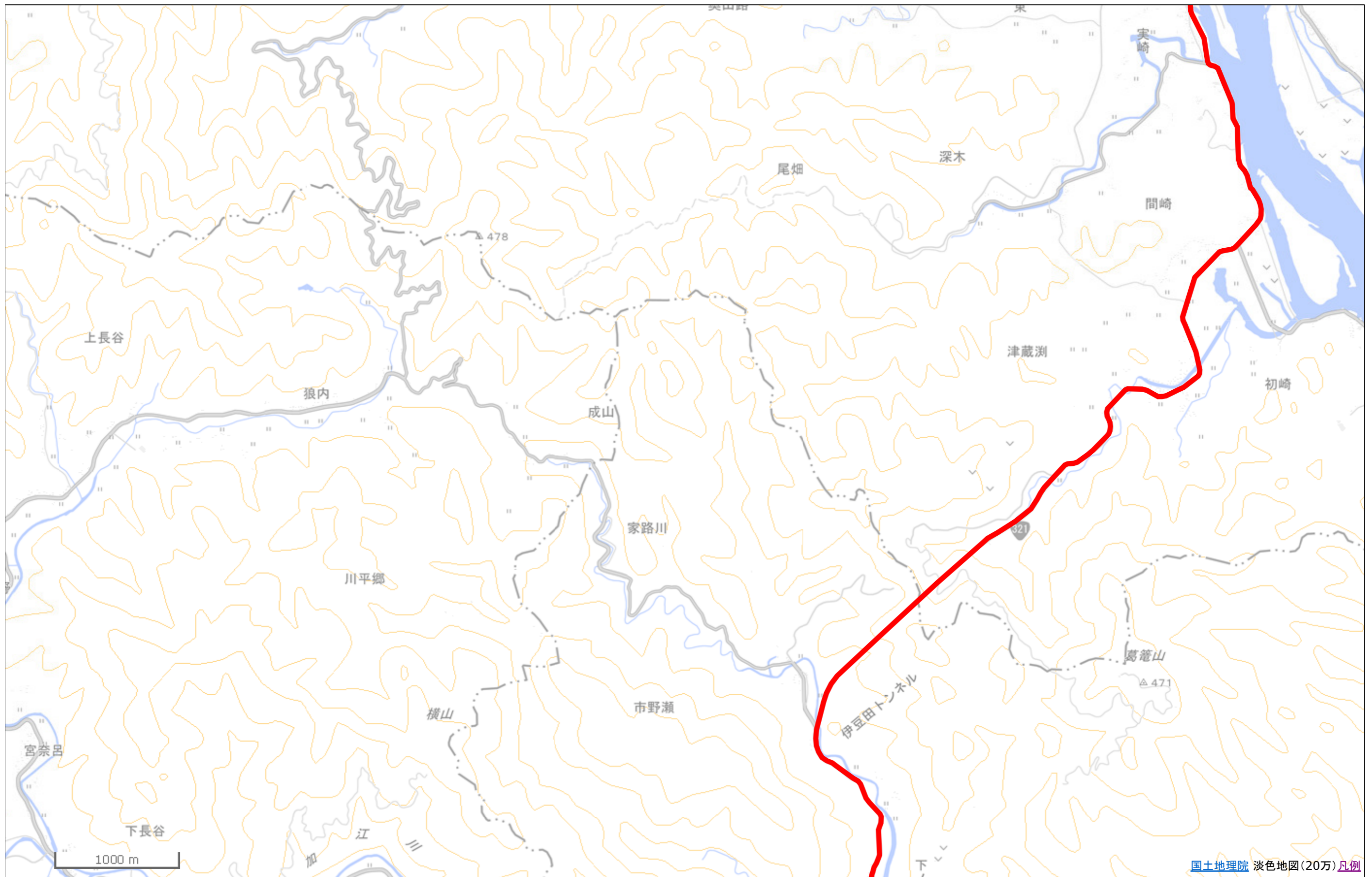


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

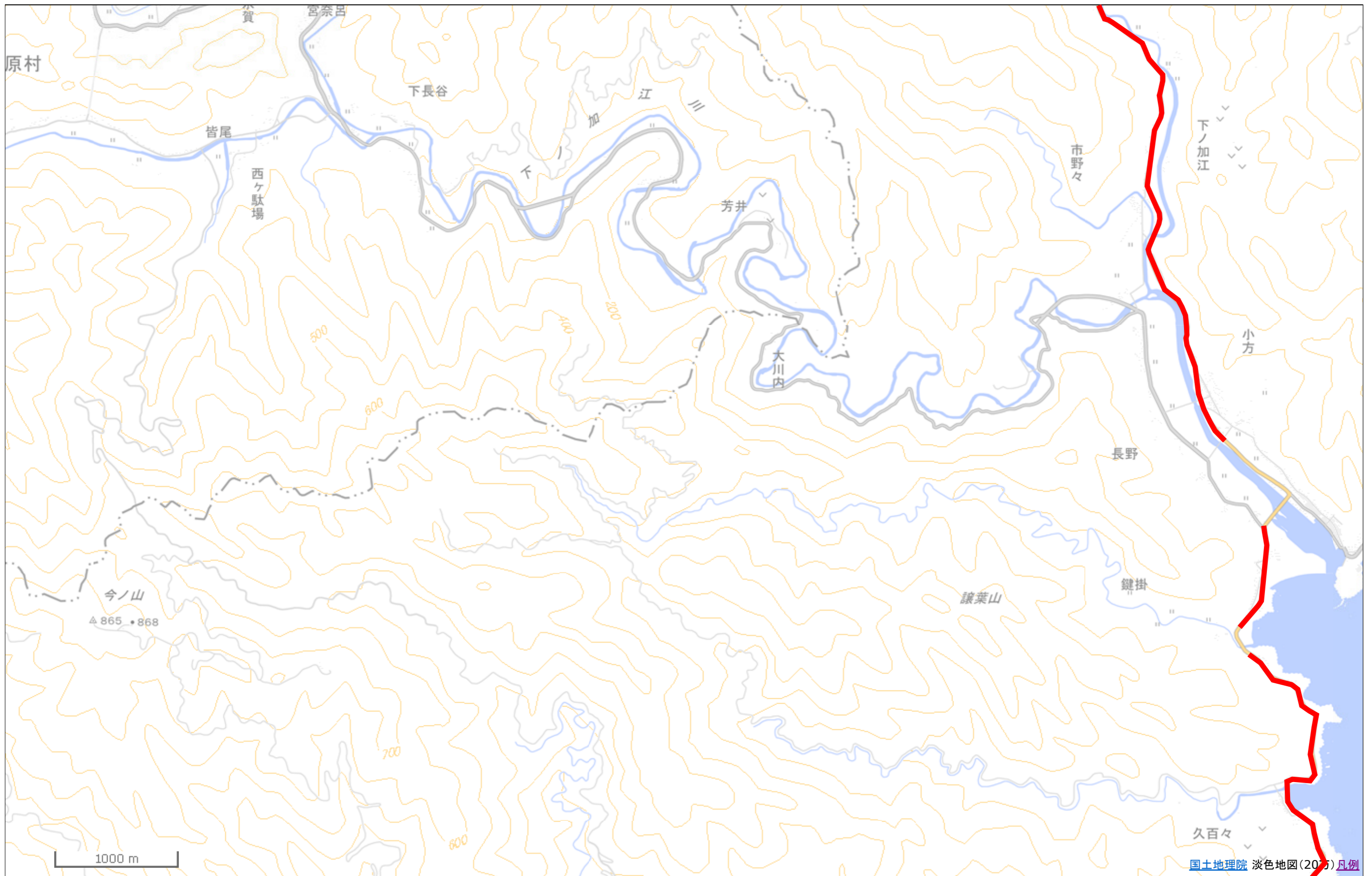
宿毛市道大道車岡線、県道353号橋上平田線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



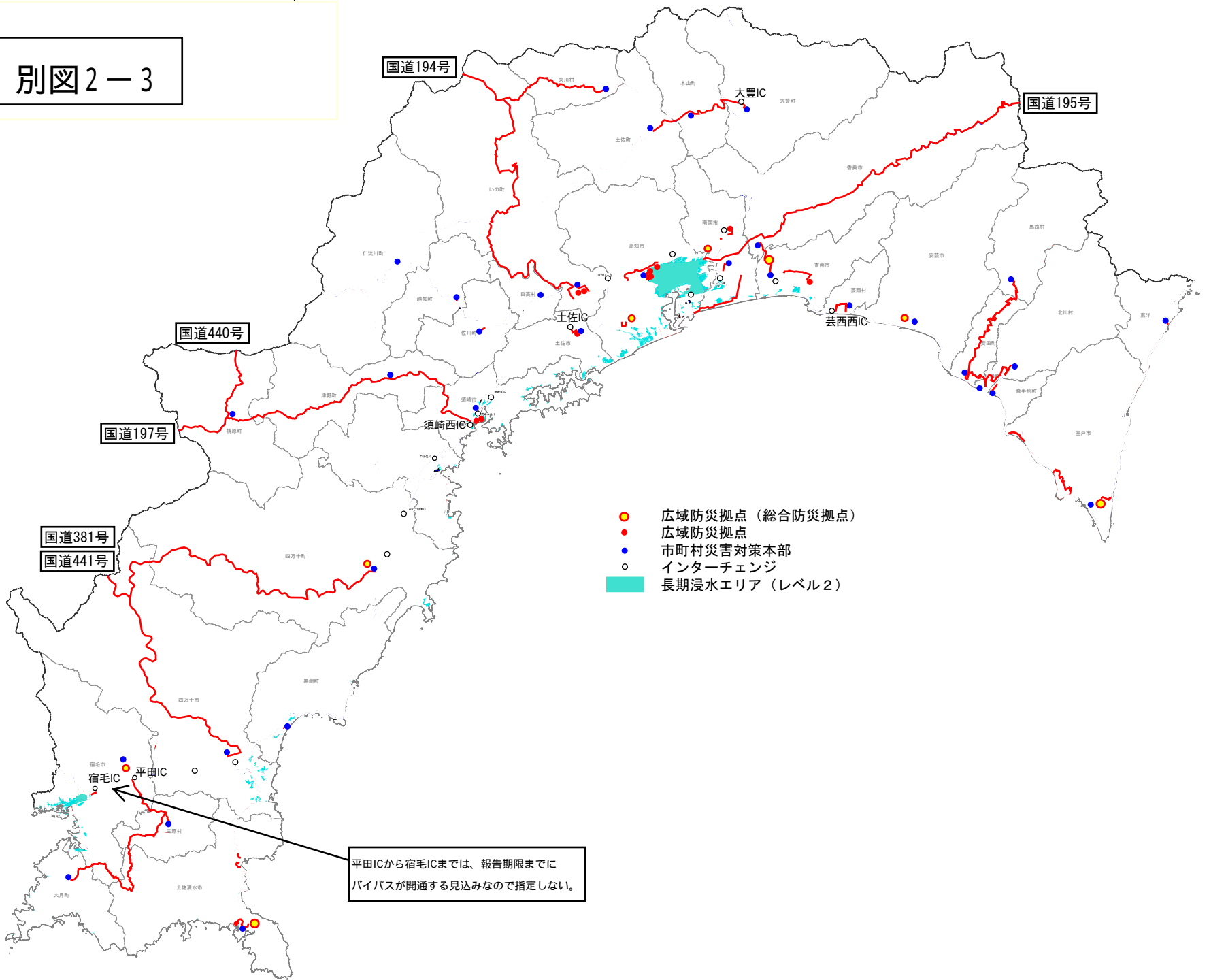
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

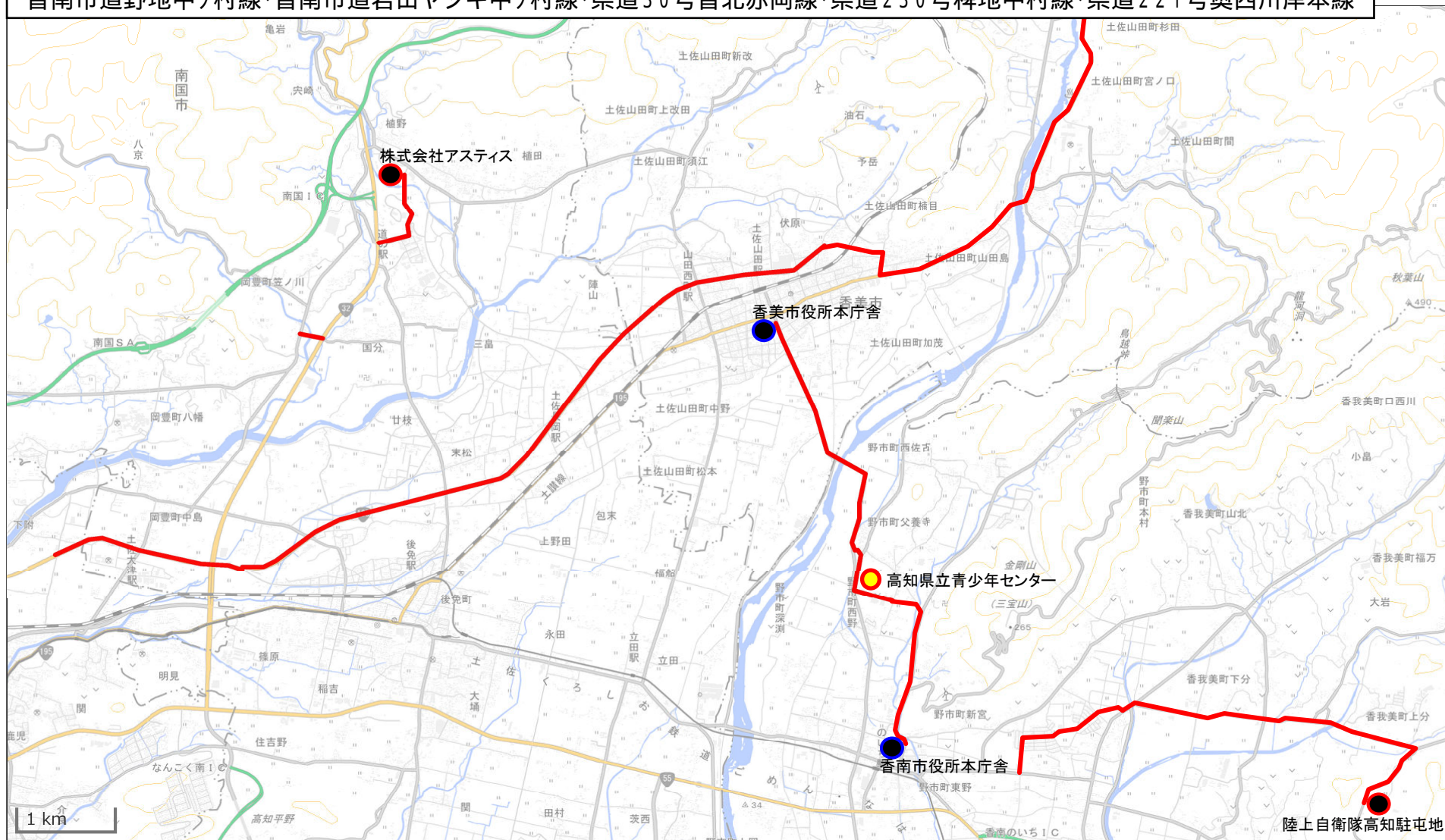


# 別図2-3



# 別図2-3

国道195号(あけぼの街道)・県道31号前浜植野線・香美市道楠目1号線・国道195号、  
県道256号久礼田笠ノ川線、県道31号前浜植野線・南国市道双葉台植野線・南国市道蛭が丘1号線、  
県道234号土佐山田野市線、香南市道坂本父養寺線・県道22号龍河洞公園線、  
香南市道野地中ノ村線・香南市道岩田ヤシキ中ノ村線・県道30号香北赤岡線・県道230号稗地中村線・県道221号奥西川岸本線

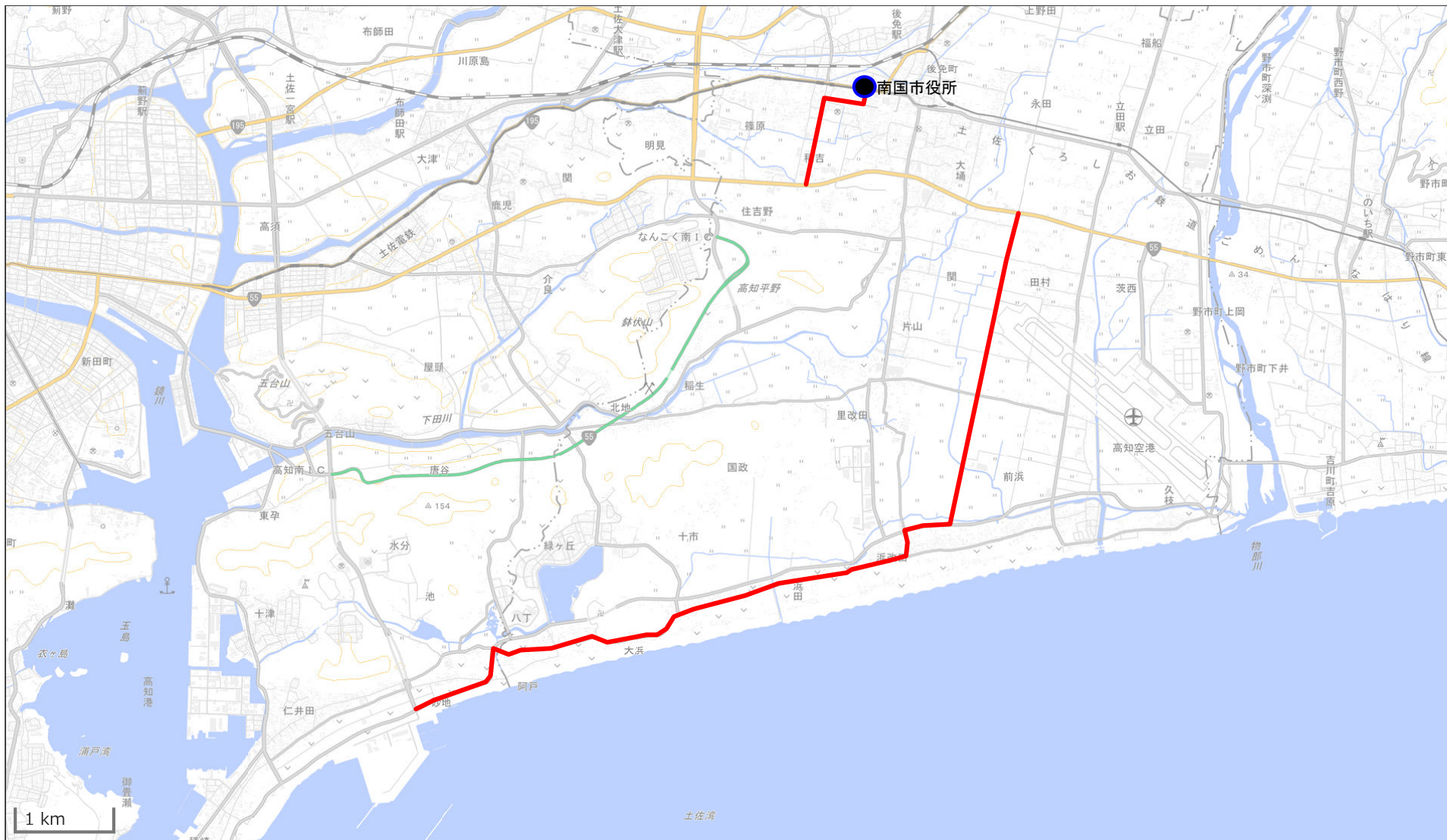


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」

「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 別図2-3

南国市道南国129号線・南国市道市役所東工業線・南国市道稲吉1号線、  
南国広域農道・県道14号春野赤岡線・南国市道久枝十市線・県道14号春野赤岡線(旧道)・  
県道14号春野赤岡線(現道)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

## 国道55号・芸西村道江尻線・芸西村道西分線・芸西村道桜ヶ池線・県道216号羽尾琴浜線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」

「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

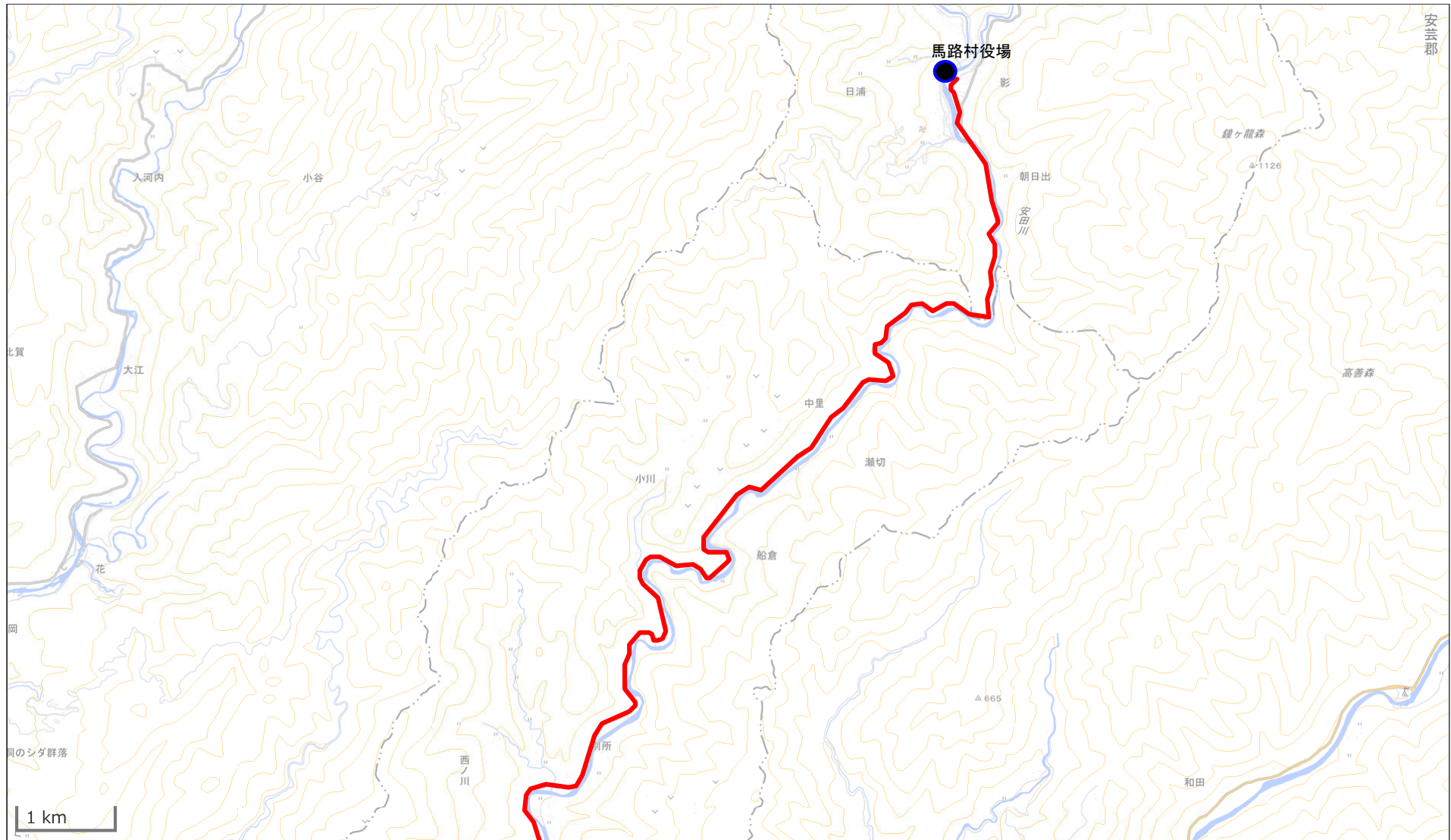
安田町道安田隆見線、県道12号安田東洋線・馬路村道五味有ノ木線、  
 安田町道東西島線・安田町道東島与床線・安田町道西ノ久保野田川線・安田町道沖ノ沢線・安田町道沖ノ沢薬師堂線・  
 広域農道東島線・田野町道立岡桃山線・県道206号西谷田野線・田野町道中央線、  
 県道206号西谷田野線・農道野友加茂線・国道493号・北川村道東野友線、国道493号、奈半利町道役場前線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」

「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

馬路村道五味有ノ木線



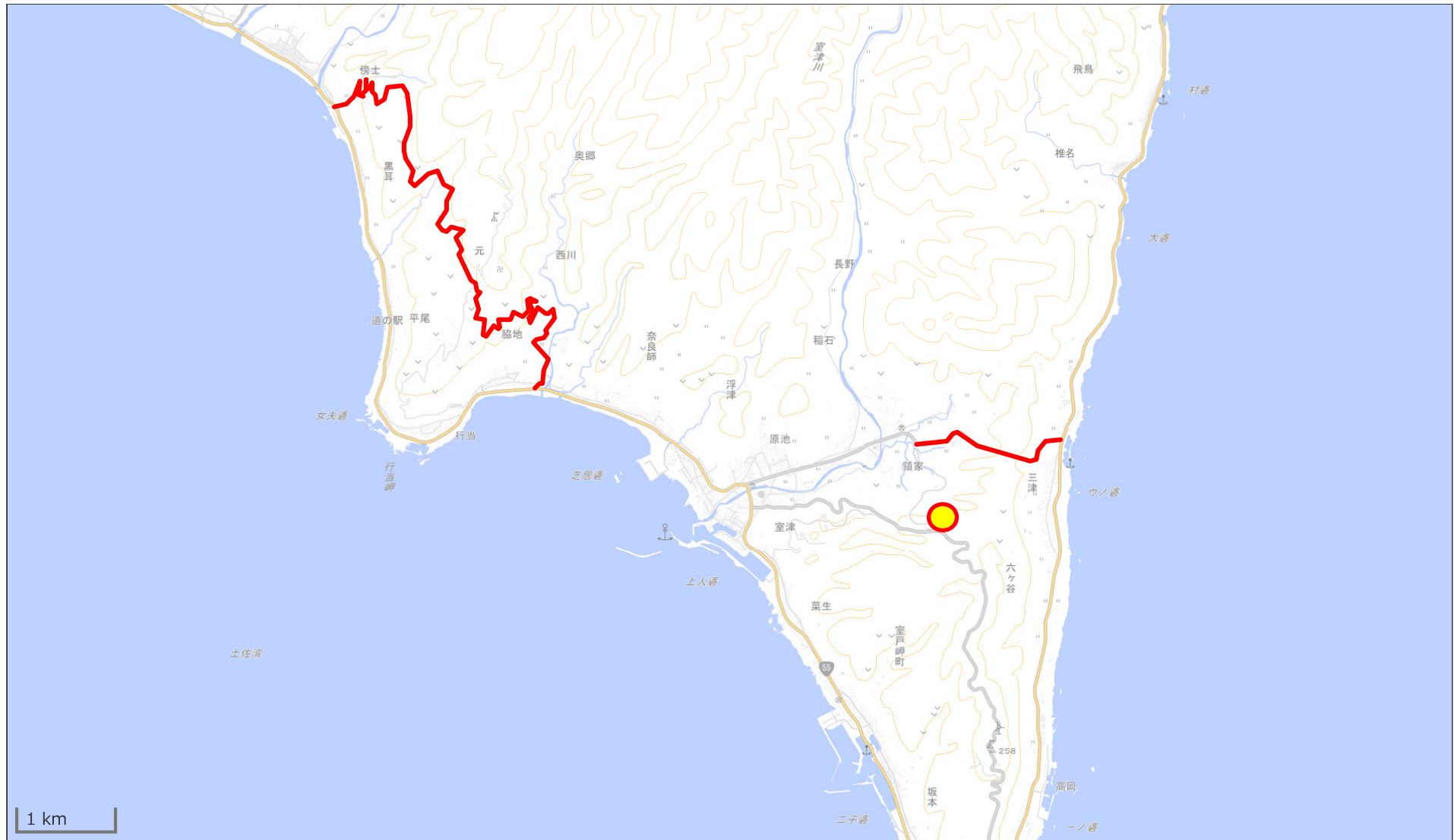
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

室戸市道羽根本線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

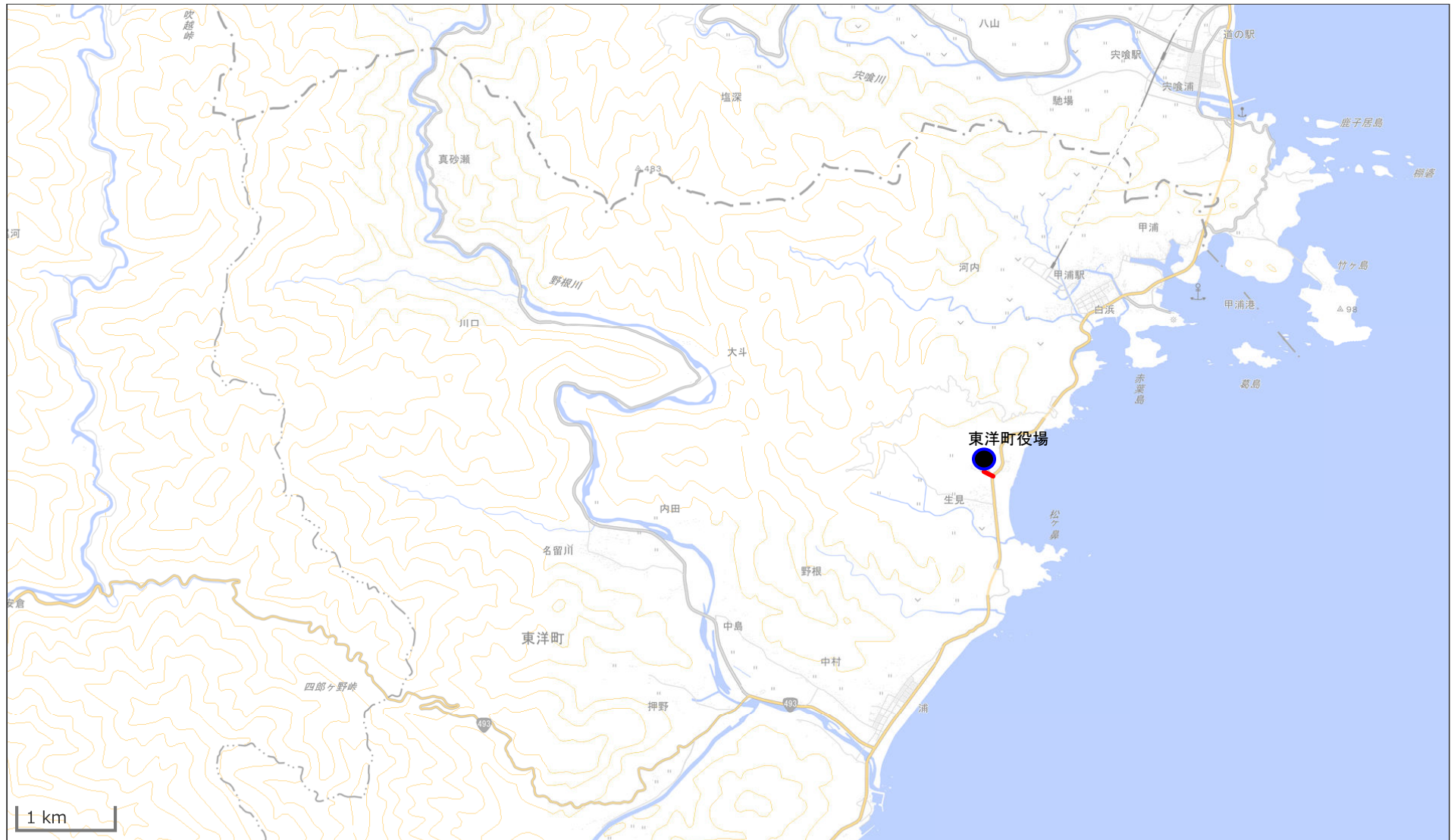
農免崎山傍士線・室戸市道向江自然の家線・室戸市道岩戸元線、県道202号椎名室戸線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



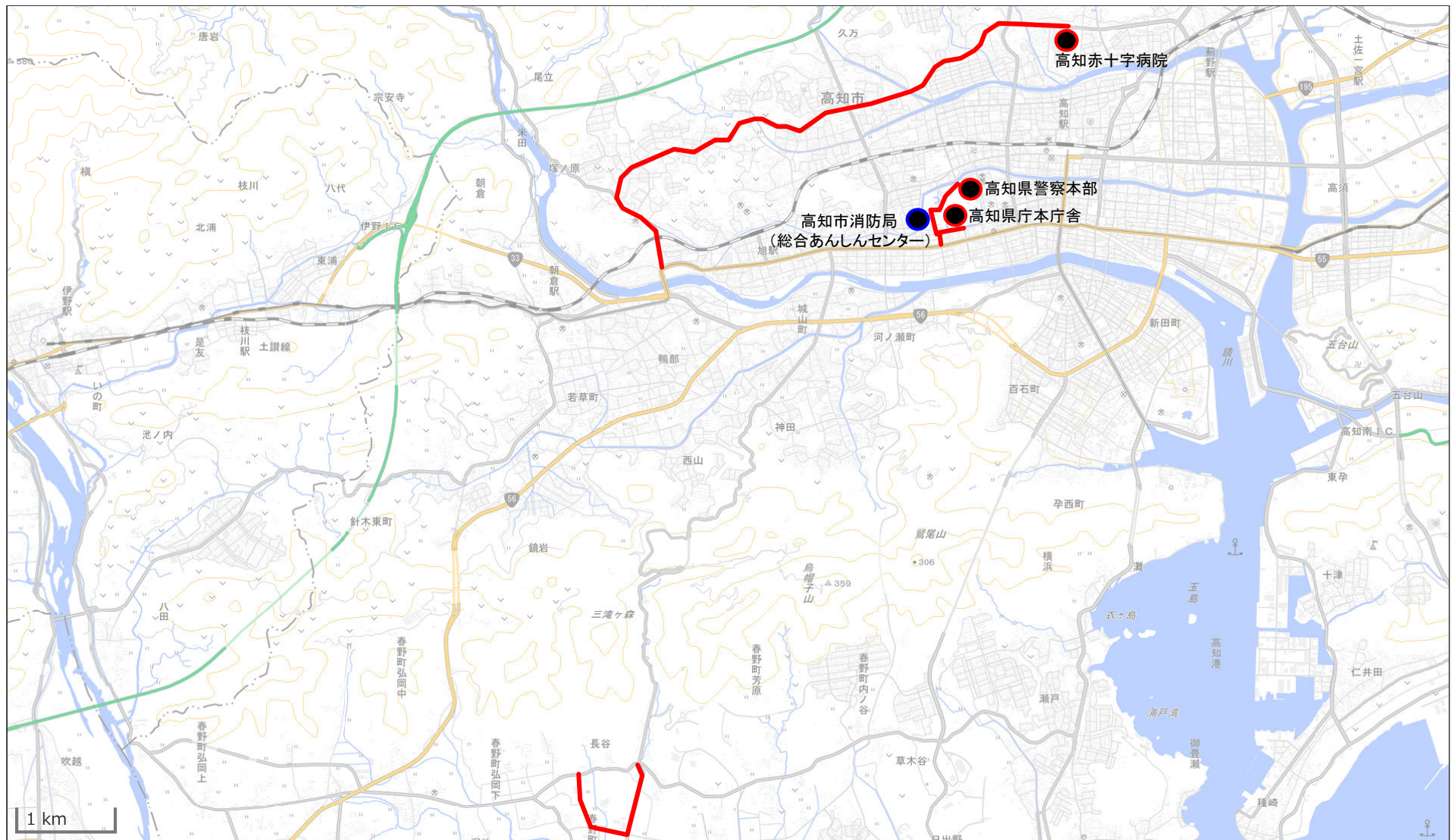
東洋町道生見10号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

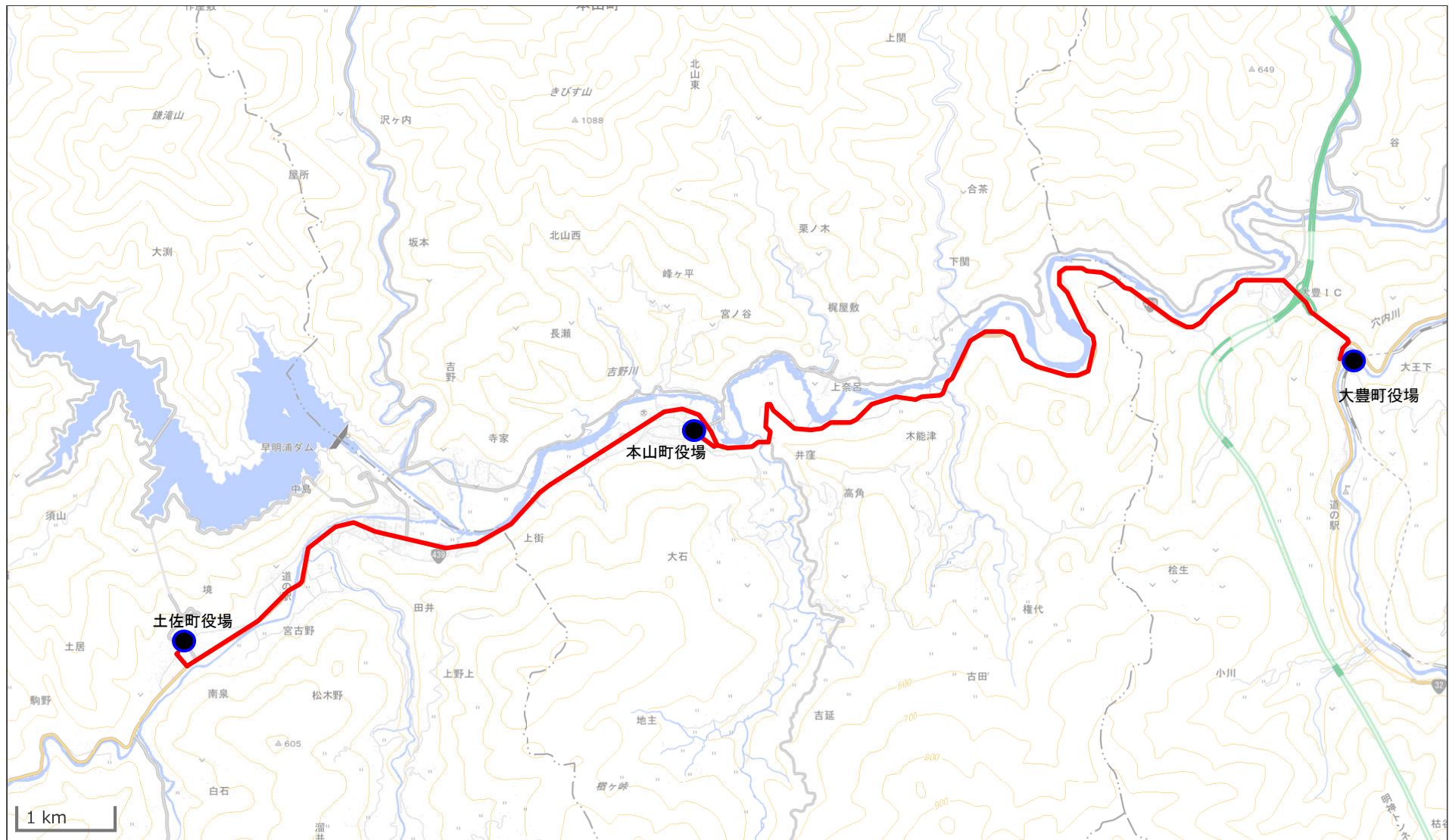
# 別図2-3

県道44号高知北環状線、国道33号・高知市道高知街12号線・高知市道高知街2号線、  
高知市道高知街2号線・高知市道高知街10号線・高知市道高知街8号線・高知市道高知街86号線、  
高知市道春野町511号線・高知市道春野町594号線・農道大津鷺尾線・県道37号高知春野線



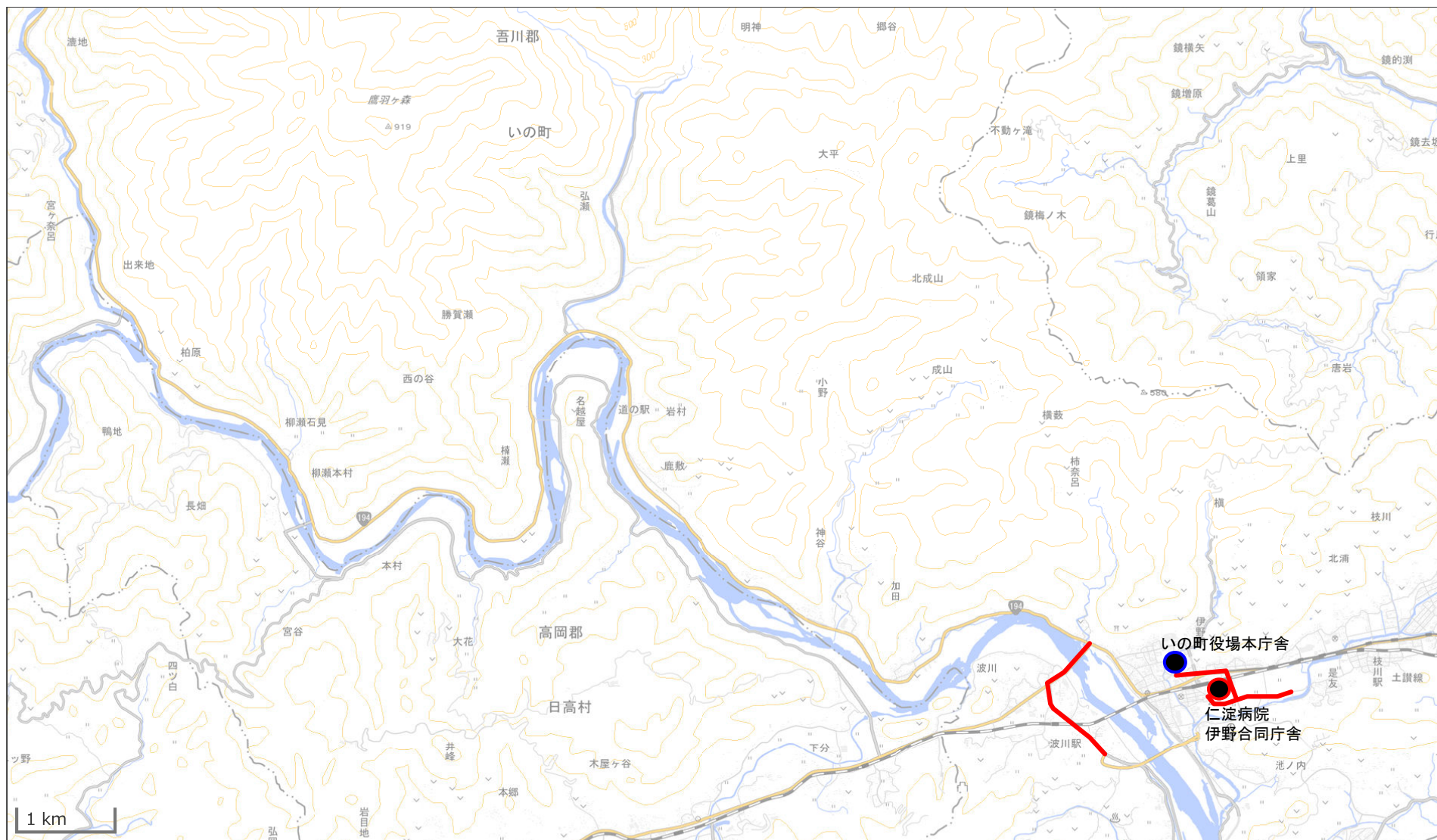
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

国道439号・国道32号、国道439号・本山町道本山中央線・本山町道横町通り線、  
国道439号・土佐町道中村線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

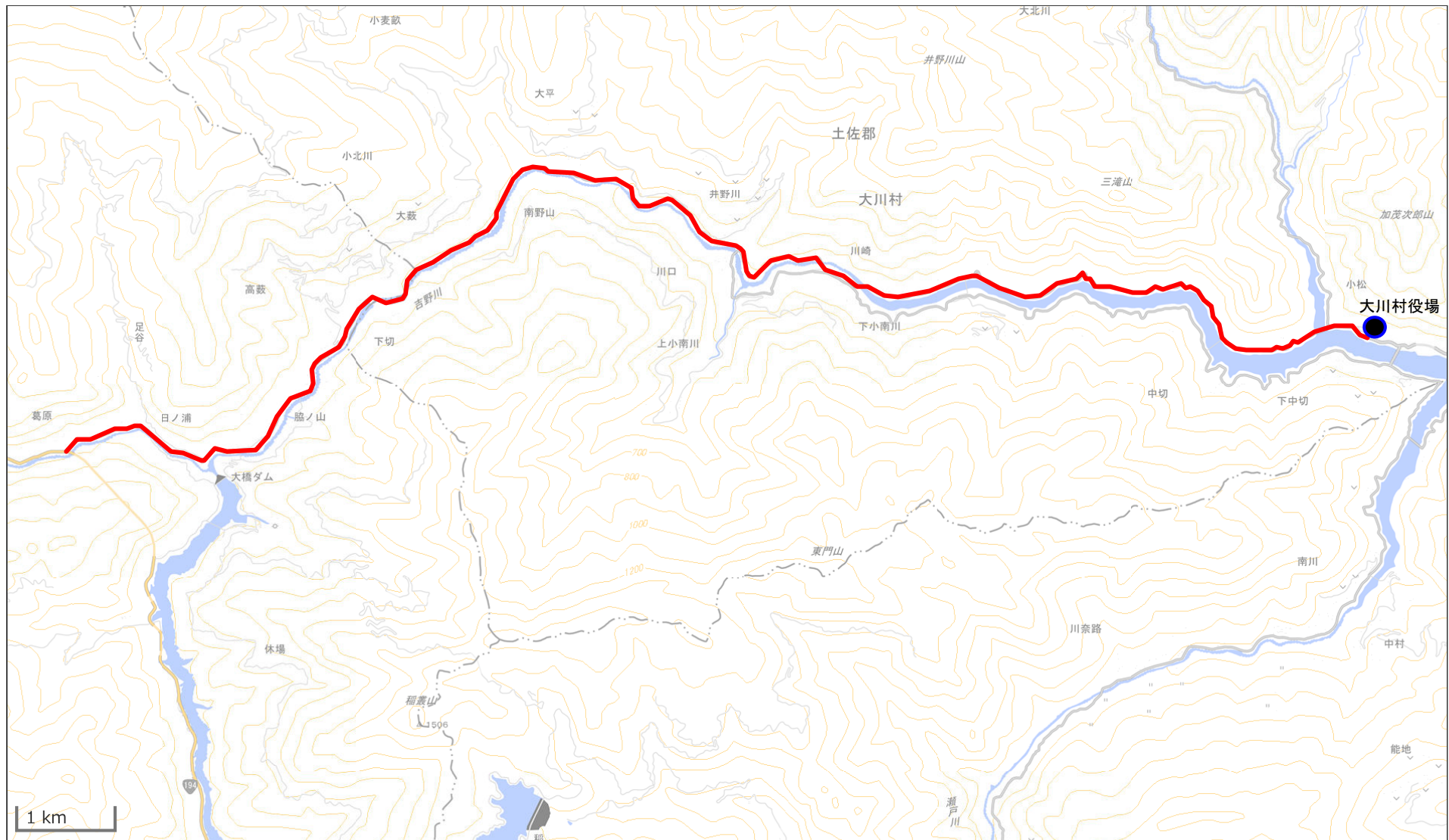
いの町道諸枝是友線・いの町道ヒズメ線、いの町道中沢搭ノ向線・国道33号・県道33号南国伊野線・  
いの町道本町線、国道33号、県道39号土佐伊野線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」

「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県道17号本川大杉線



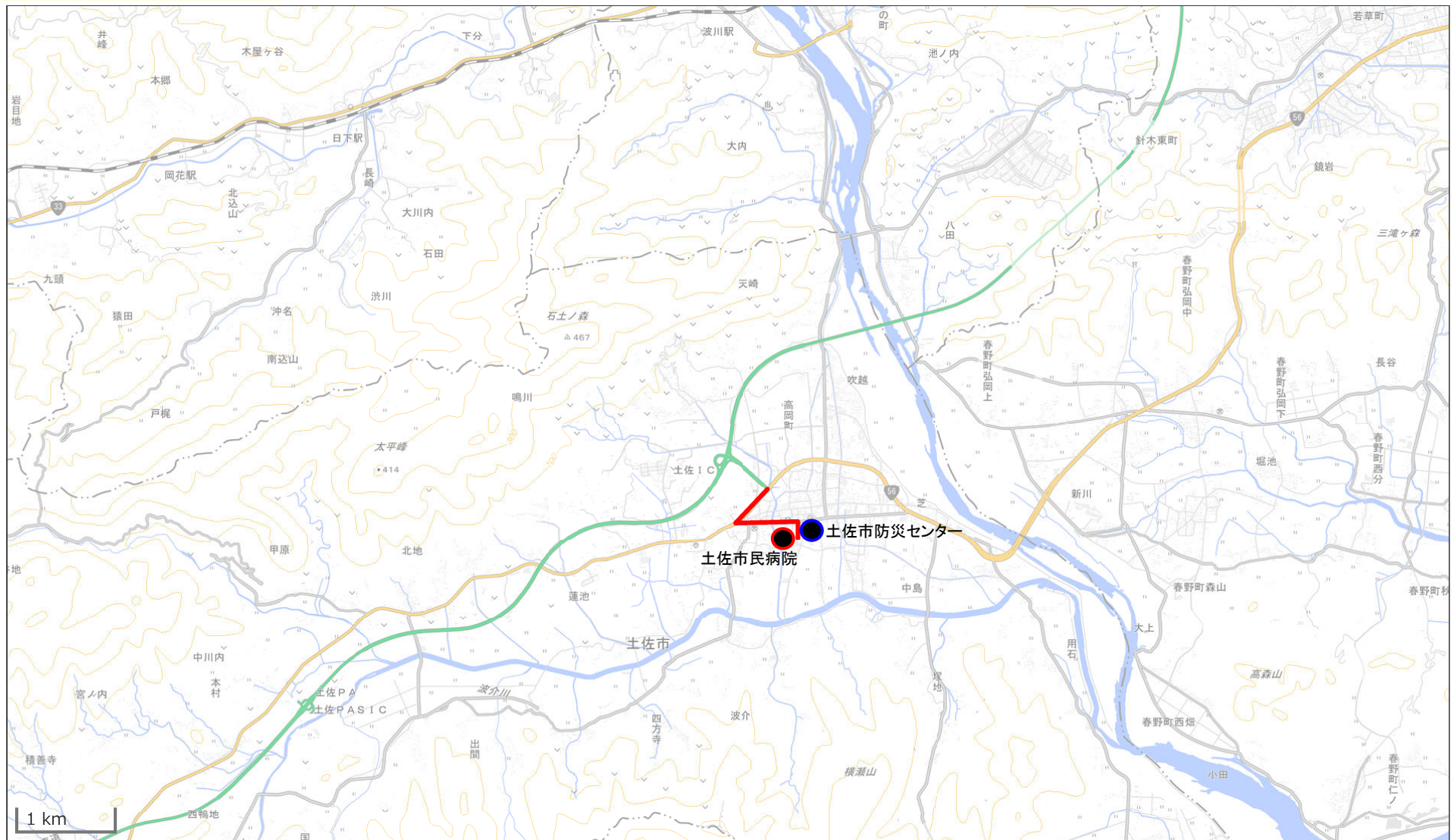
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県道302号長者佐川線・佐川町道東町松崎線、  
県道298号下山越知線・越知町道中央線・越知町道下川窪役場前線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

国道56号・県道39号土佐伊野線・土佐市道市民病院前線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」

「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

国道56号・県道388吾井郷下分線、国道56号・県道388吾井郷下分線・須崎市道浜町西町3号線・  
須崎市道中町1号線・須崎市道横町中町線・県道310号須崎停車場線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



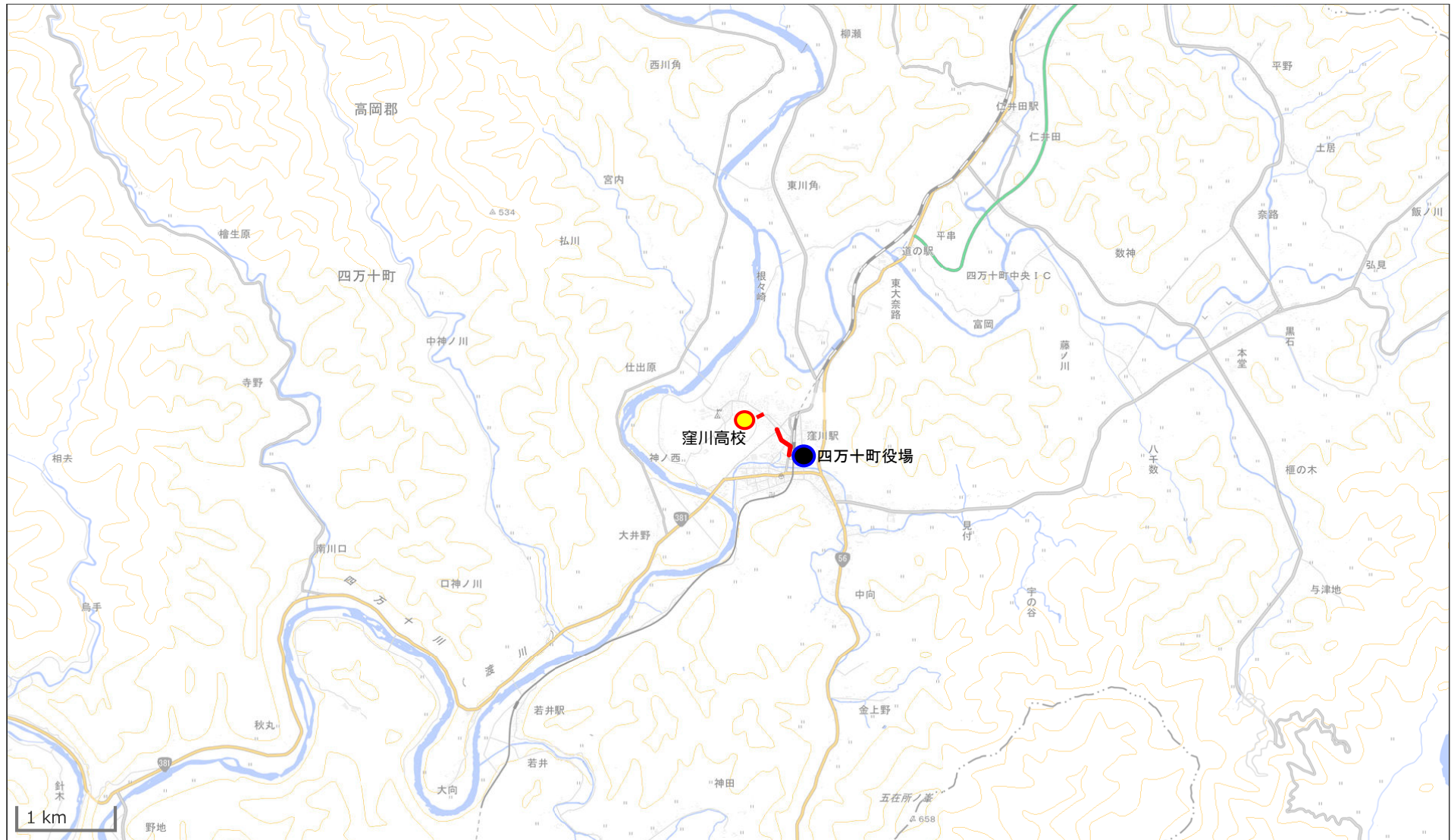
栲原町道町西路線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」

「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

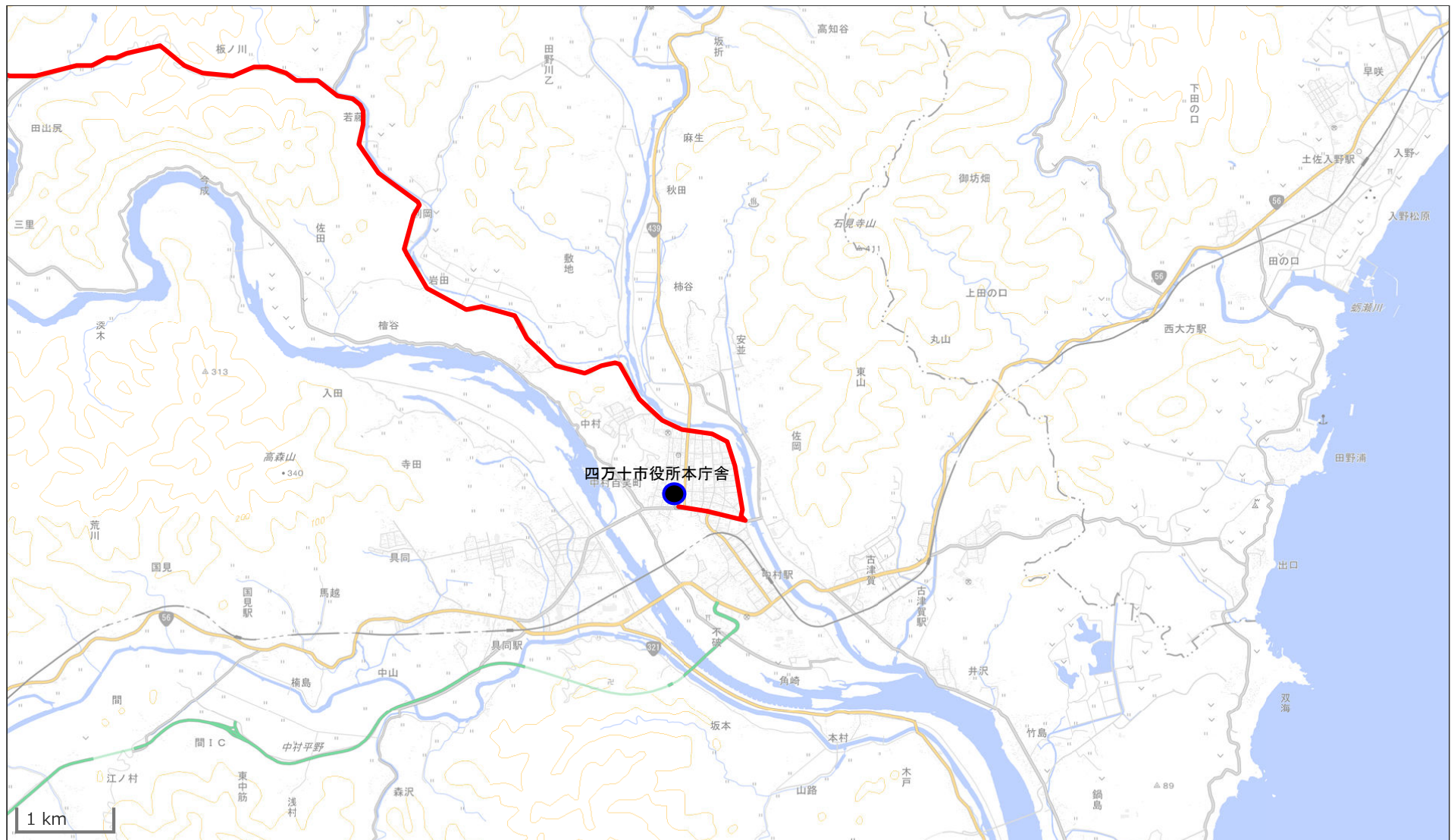
四万十町道宮ノ越線・県道19号窪川船戸線、四万十町道高校線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」

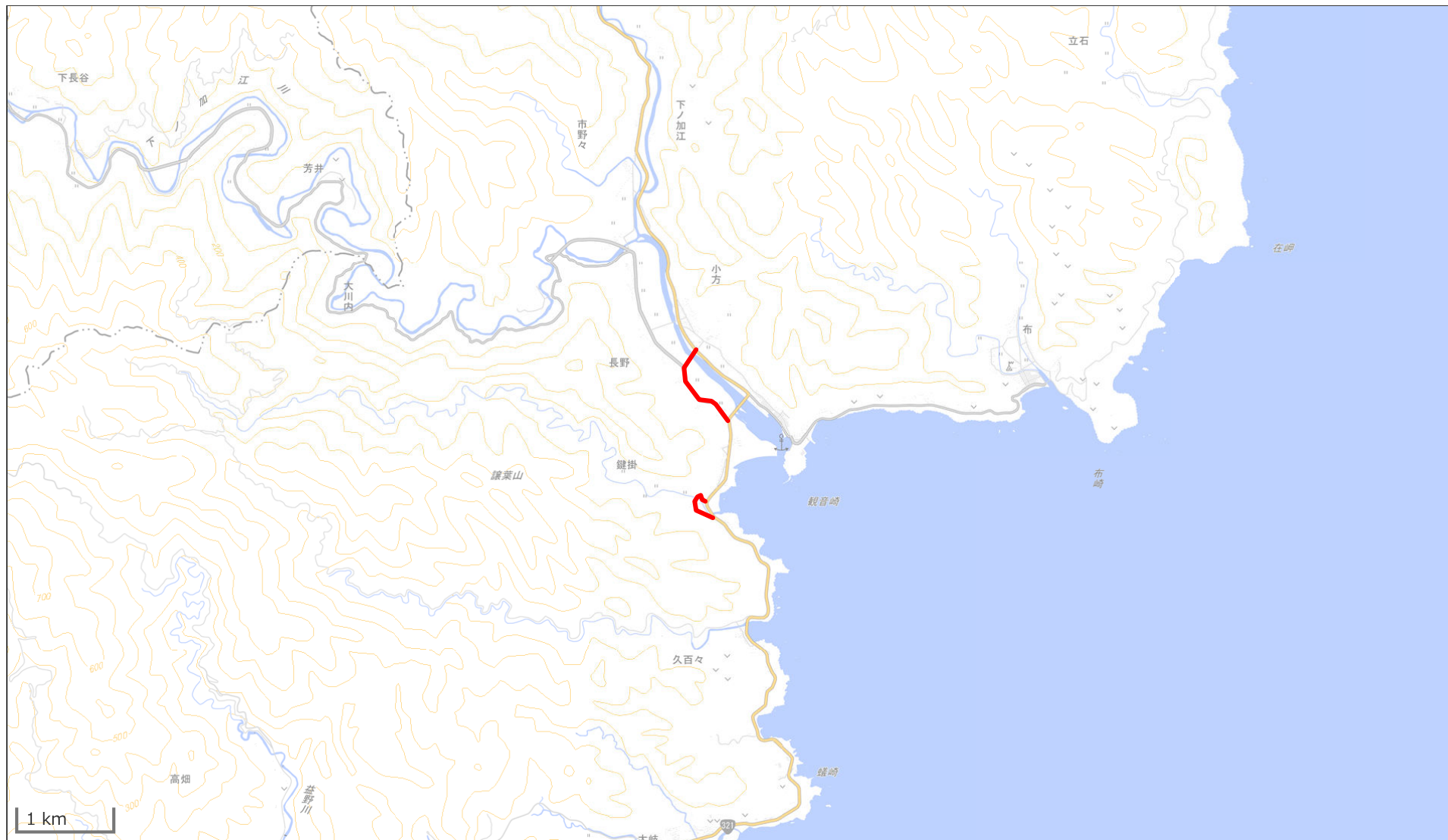
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

国道441号・四万十市道堤防廻り線・県道333号安並佐岡線・  
国道439号・県道330号中村下ノ加江線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

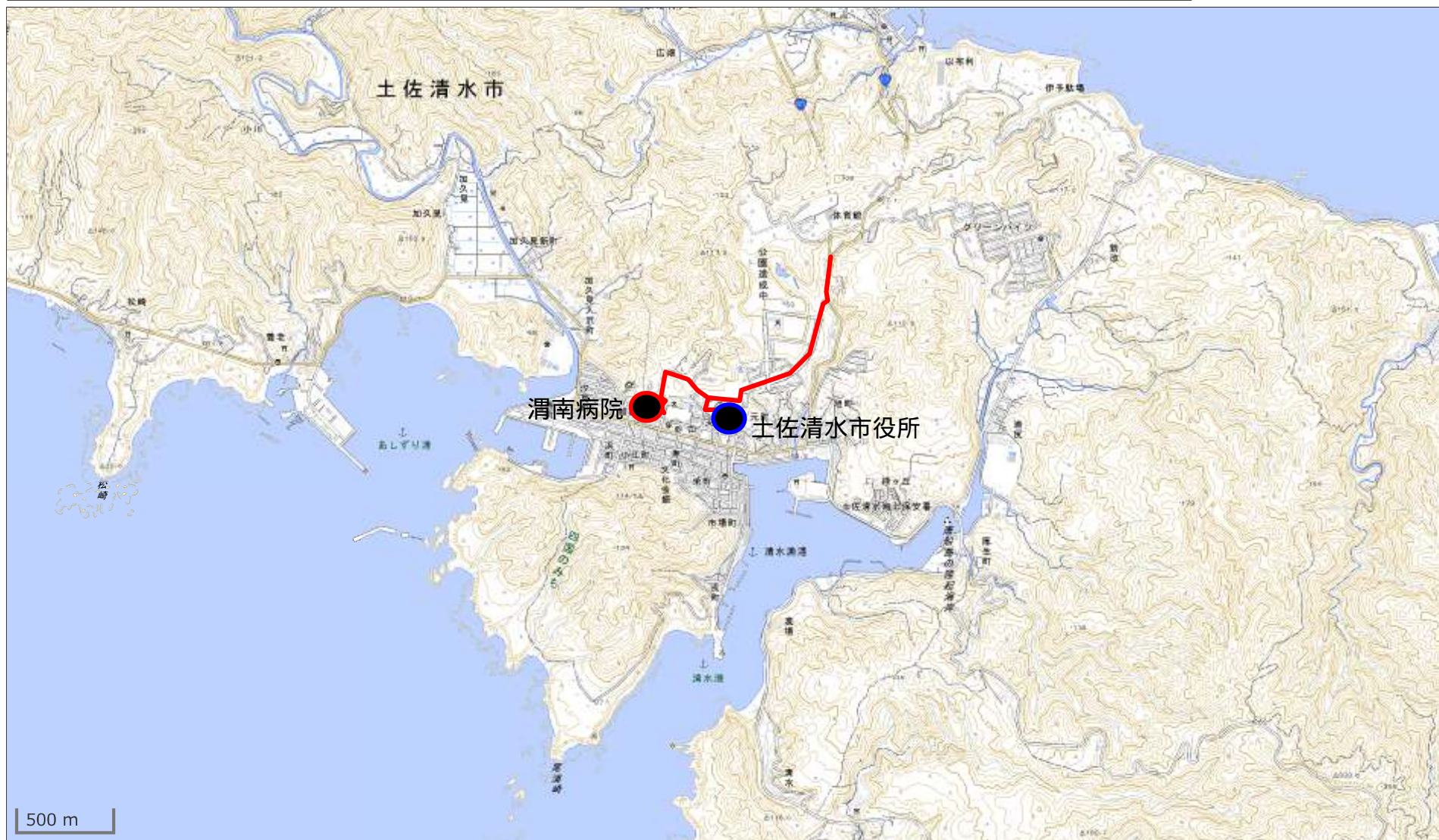
土佐清水市道船場長野線・県道21号土佐清水宿毛線、  
土佐清水市道鍵掛灘山線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

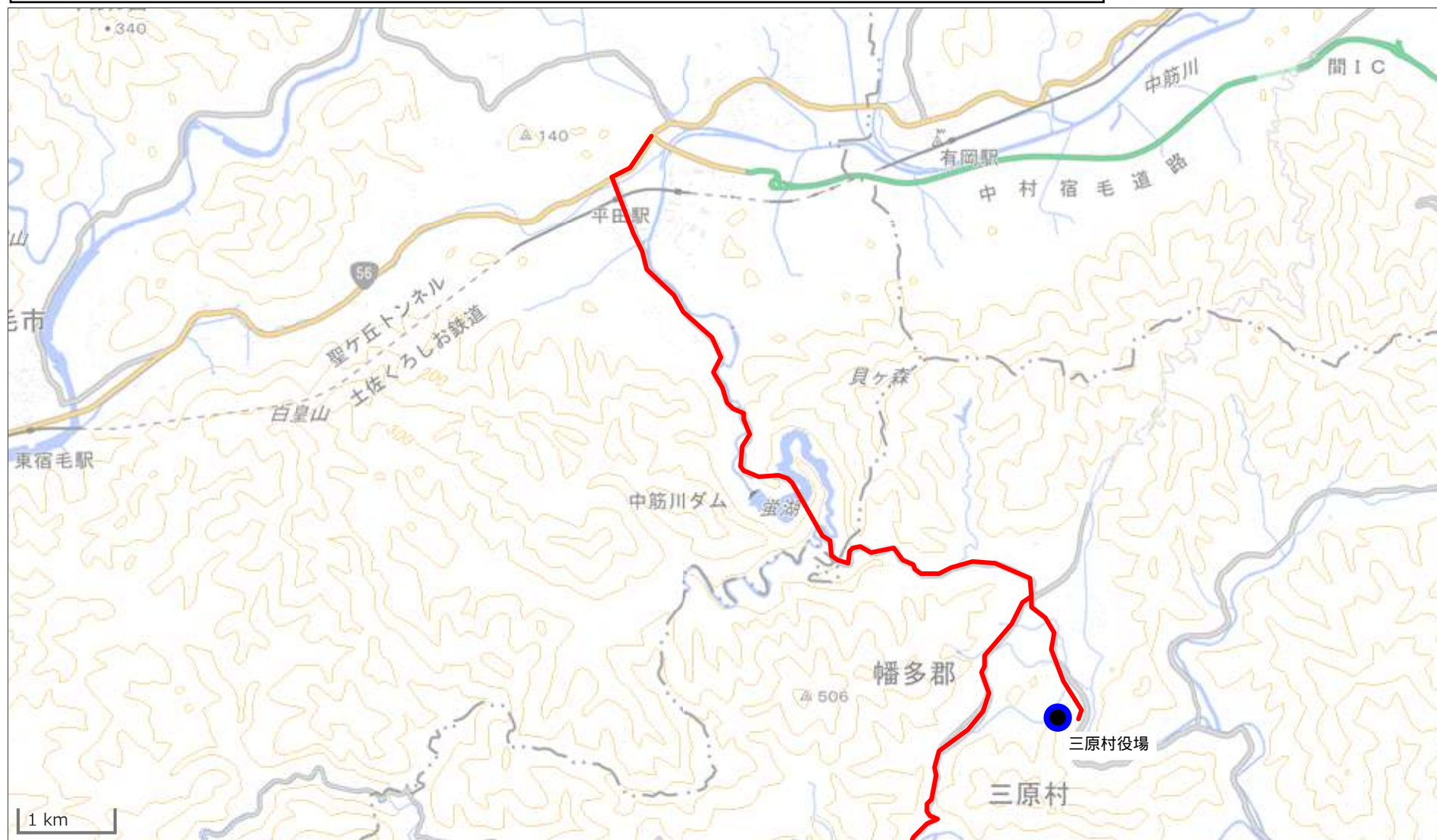
# 別図2-3

都市計画道路大通線・区画道路5号線・土佐清水市道清水山手1号線、  
都市計画道路中央通戦・土佐清水市道天神町4号線



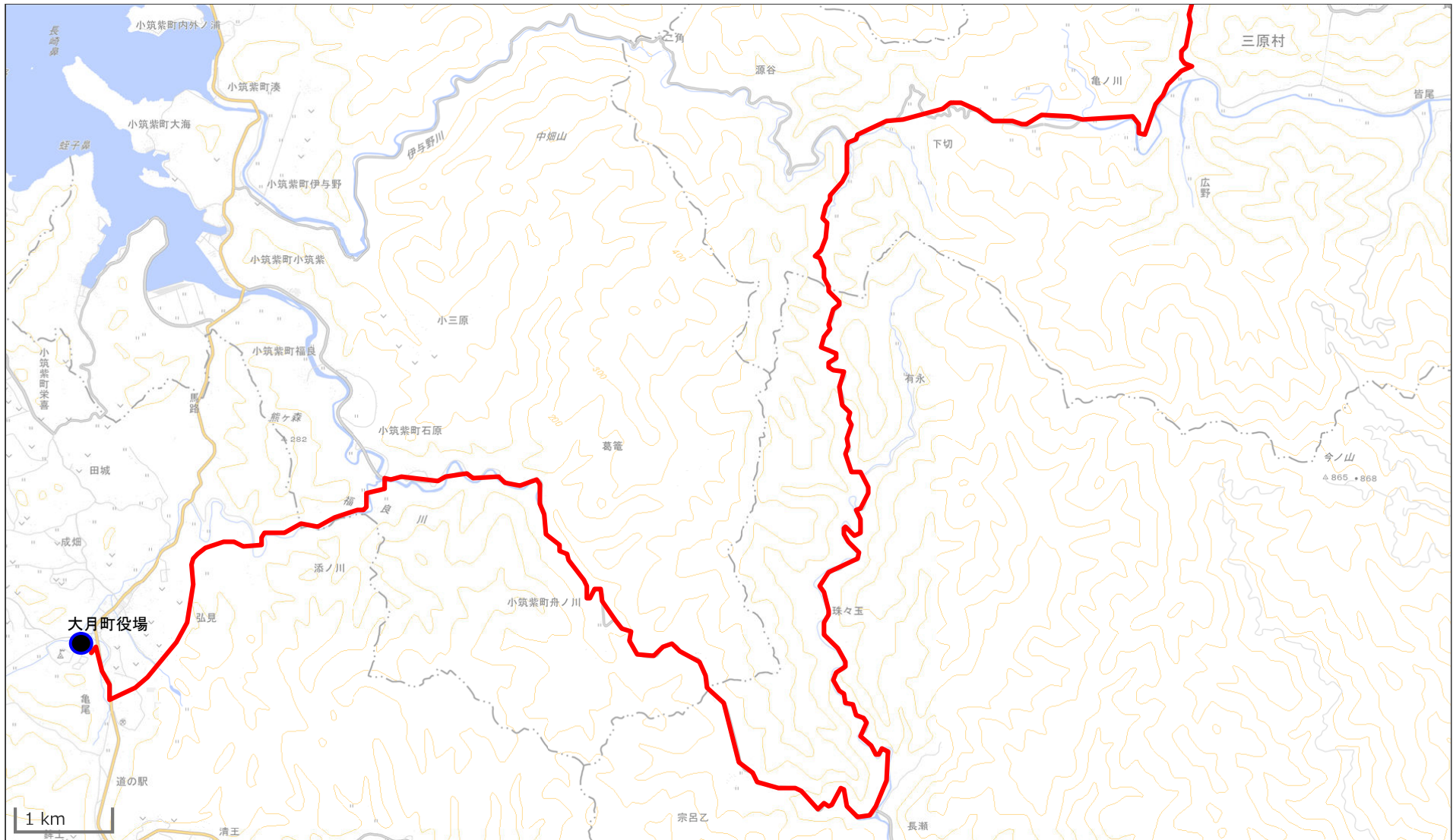
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第251号）」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

国道56号・県道21号土佐清水宿毛線との交差点・三原村道来栖野線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第251号）」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県道46号中村宿毛線・県道344号宗呂中村線・県道28号宿毛宗呂下川口線・宿毛市道添ノ川線・大月町道添ノ川線・農道弘見添ノ川線・国道321号・大月町道弘見中学校前線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」  
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

# 県の指定避難路

(別図2-1、2-2、2-3の  
県全域図をあわせたもの)

